労働·社会保障·労務管理

編集発行人

フシキ社会保険労務士事務所

社会保険労務士 伏 木 勇 豊橋市東岩田三丁目11番地の8 〒440-0033 電話 0532-61-8876

术

b

þ

するなど、 られます。 報提供等の 員休暇制度を導入するとともに、 本格的に裁判員制度が始動し 大手企業では、 万全の サポ 体制を敷く例もみ トシステムを整備 有給の 裁判

する 労基法第7条の 事項があります。 状況でも、 裁判員候補として出頭する」の 基本事項から、 当社では、 一労働省 制 ます。 事前通知」 度 の法 最低限、 が 行 制 2 とてもムリ」 政解 化 0 「公民権の行使」に 0 が決 点につ 確認しましょう。 裁判員候補者に対 呼びかけです。 釈 講じておくべき いまっ 平 15 たの ては、 17 という ち、 9 は

裁判員候補者への呼び出しがスター を明らかにしているの 30基発第0930006号)

で、

間

違い で立

てく 制度の場合、 を求めることができますが、 法文上、「請求された時 れています 休んだか否かは関係ない)」 で法違反が成立する(本人が実際に 万円以下の 0 付き ません。 れ」とはいえません。 (6カ月以)罰金) (労基法コンメンター 公民権の行 「違う日 下の懲役または30 「拒んだだけ 使の条文は罰 刻の 時 間 と解さ 変更」 に行 裁判員 ル。

ない 使って休もうと考えるでし 給も可) 会社に裁判員休暇制度 場合、 直前になって、 ではなく、 本人は公民権の行使 年 「裁判員にな 休 (有給) (有給 よう。 無 から

か

裁判員業務は公民権の行使 へ事前通知」義務付けを

たから、

年休を取りたい

(3日前後)」 操りが

といわれても、

仕事のやり

かないケー

スもあります。

を負い とを、 度前)、 情報を提供して欲しい 5 使う余地が ことは問 L 話すこと、上 が て呼び出されたら たり、 ベターです。 底させるべきでしょう。 できる限 対応としては、「裁判員 最高裁ホー ますが、 あらかじめ義務付けておく 直ちに会社に通知する」こ 題 司 ない 僚の n あ 協力するから、 るか 司に話して休暇を申 裁判員は「守秘義務 ムページ)。 理解を求め 「家族や親しい人に と広報されて 否かも含め、 (通常は6週間 旨、 たりする 候 「年休を 早めに 周 補 会社 とし 11 ま



知って得する

退職金規定の改定

金 実 務

賃

しています。

就業規則変更による労働条件引下げは、労働契約法第10条の要件を満たせば可能です(不利益の程度、変更の必要性・相当性、労働度、変更の必要性・相当性、労働をが労働条件の一種で、不利益変更が労働条件の一種で、不利益変更が労働条件の一種で、不利益変更が労働条件の一種で、不利益変更の対象になるのは判例でも明らかです(大曲農業協同組合事件、最単昭63・2・26)。最近では、倒判昭63・2・26)。最近では、倒判昭63・2・26)。最近では、倒当的な事件の一種で、不利益変更の対象になるのは判例でも明らかの方割カットが認められたケースもあります(日刊工業新聞社事件、最高判平20・2・13)。

単に考えがちです。結論は「YE年金もカットできるだろうと、簡と職金の減額が可能なら、退職

そもそも、なぜ使用者側による 構成は同一ではありません。 S」ですが、それを導き出す論理

屈です。
不利益変更も仕方がないという理不利益変更も仕方がないという理ので、それに対応するためです。

既に退職した人を相手に、不利益既に退職した人を相手に、不利益要更の法理を適用するのは、おかるうしたなかで、裁判所は別のそうしたなかで、裁判所は別のとするとした。 (松下電器産業グルー出しました (松下電器産業グループ事件、大阪高判平19・8・13)。 である。

「約款法理」で処理既退職者も拘束する

る」(菅野和夫「新雇用社会の法」) 条件を変更する必要性が必ず生じ条件を変更する必要性が必ず生じのとは経営環境の変化に応じて労働とは経営環境の変化に応じて労働といい。

直さざるを得ない状況に立ち至り低下を受け、年金の計算利息を見ました。しかし、市場利率の大幅を終身年金として支払い続けていの支給がすんだ後も、同額の年金の支給がすんだ後も、同額の年金の支給がすんだ後も、同額の年金の支給がすんだ後も、同額の年金の支給がするとして一定利回りにより増額

ていれば、

引下げも可能です。

定条件を明確化し、

情報を開示し

退職者に支給される年金も、

受給者

いてはおよそ考えられず」、改定 勢の大幅な変動があった場合も、 の侵害であると、裁判を起こしま と判断されました。 すが、本件の年金規定については、 くても適用を免れない」(約款法 れにより変更可能と判示しました。 れている本制度のような場合にお 契約内容の改定を一切行わないと した。しかし、裁判所は「経済情 ない」と主張することはできない を容易に知ることができたので、 退職後もその気になれば規定内容 て約款の事前開示が必要となりま 理)と解されています。 定され、本人が契約内容を知らな 意思をもって契約を締結したと推 に関する明文の規定があれば、そ いうことは、長期間存続が予定さ 自分は知らないから適用を受け 受給者 保険契約等では、「約款による (退職者)は 既得権 前提とし

判例

会社行為に不当性ない

転勤不満」の不良勤務者

を破壞した」と述べ、解雇の MRンジニアリング事件したが、裁判所は、「自らの行為によって会社との信頼関係切りました。従業員は「会社の不当な扱いが原因」と訴えま関係が悪化の一途をたどり、最終的に会社は普通解雇に踏みありません。通常は一過性のものですが、本事件では、職場ありません。通常は一過性のものですが、本事件では、職場転勤発令に不満で、勤務態度が劣化するのは珍しい話では

神 戸 地 方 裁 判 所

(平21・1・30判決)

合理性を肯定しました。

「責任の一端は会社にもある」の で上司も強い態度を取れず、問題 がこじれるケースもあるようです。 本事件では、従業員は神戸から 京都事業所に転勤となりました。 本人は、①勤務地限定で入社した、 ②1~2年で神戸に戻すという約 東があったなどと、同僚等に吹聴 していました。会社は、労組委員

> し、そうした事実はないことを確 認しました。ところが、それを契 機として、本人の仕事ぶりが激変 機として、本人の仕事ぶりが激変 世事力、上司の命令を無視するわ、 仕事上の責任を放棄するわ、といっ た状況です。

会社は、再三にわたり指導・懲戒等を実施しましたが、「かえって上長に反抗したり、あるいは揶な・愚弄したりする」ようになったため、最終的に普通解雇を宣告たため、最終的に普通解雇を宣告しないので、裁判で争うことになりました。

等の事実があったとは考えにくいまの事実があったとは考えにくいまり、 12事業所を擁する会社で、就業規則にも業務の都合で異動を命じる場合があることを規定してあり」、場合があることを規定してあり」、場合があることを規定してあり」、場合があることを規定してあり」、
表述、神戸へ戻す約束があったとは考えにくい
裁判所は、「従業員4200人、

と判断しました。

不当とはいえない」などと述べて したため、精神疾患に追い込まれ える前提として、正確な事実認識 という主張に対しては する行為は、従業員の尊厳を犯す していきます。「離席時間を計測 を得たいと考えたとしても、違法・ が期待できないから、家族の協力 た」という主張に対しては「改善 員の父親に退職もやむなしと通知 う従業員側の訴えを一つひとつ覆 良を理由とする解雇は無効」とい 為がキッカケなのだから、 を得ようとするのは当然」、「従業 そのうえで、「会社の不当な行 「警告を与

最終的に、「自らの行為によって会社との信頼関係を破壊したもので、これ以上の契約関係の継続しています。「被害者意識」に基づく常識はずれな非違行為に対し、及び腰にならず冷静に対応すべきと教えてくれる好例といってよいでしょう。

中小企業緊急雇用安定助成金



現在、厚生労働省の助成金の中で引っ現在、厚生労働省の助成金です。受注量が激減し、雇用調整助成金です。受注量が激減し、雇用調整施した場合、休業手当相当額の5分の4施した場合、休業手当相当額の5分の4施した場合、休業手当相当額の5分の4を受け取ることができます。

ます。 何度も修正が行われているので、 年12月に創設されました。 相当の休業手当を支払う義務を負 業させること)させると、 注意が必要です(一番、 雇用調整助成金の一種で、 る事業主に助成金を支給すること 休(教育訓練・出向も対象) 労働者は解雇を免れることができ います。 儲けがないにもかかわらず、 中小企業緊急雇用安定助成金は 時帰休 雇用の安定を図る制度です。 雇用調整助成金は、 事業主は大出血ですが、 (在籍のまま 最近は平 その後、 平成20 会社は 時期休 させ 時帰 6割

させました。本欄では、休業に絞っ業を対象に助成率を大幅にアップ調整助成金に準じますが、中小企

が中小に該当するか否か、 その他の業種に含まれます。 派遣業はサービス業、 種の区分は別掲2のとおりです。 ※会社都合の解雇・雇止、 ::休業手当·賃金相当 要件があります。 約のキャンセルを行わない等の の4 (同10分の9 中小事業主の定義は別掲1、 製造請負は 額 まず確 派遣契 の 5分 自社 業

中小の場合、「売上高または牛認してください。

解雇回避で上乗せも休業手当を8割補助

です。
気になる助成率は、
て説明します。

次のとおり

場合、4分の3) 場合、4分の3)

成21年6月8日)。

仕組みは雇用

位(個人ごと時間単位も可)の実度量の最近3カ月平均が直前3カ月または前年同期に比べ5%以上字なら5%未満でも可)」が受給字なら5%未満でも可)」が受給字なら5%未満でも可)」が受給字なら5%未満でも可)が受給

施も認められます。

中小企業緊急雇用安定助成金……

ます。 単位 ます。 では、 します。 カ月単位も認められます)で作成 までに、 の前日 半数代表者)と休業に関する労使 まず、過半数労組 成金を申請しても認められません。 労働局) 協定を結ぶ必要があります。 ③支払い賃金の基準等を定め 時帰休を実施して、 (賃金締切期間ごと。 ①休業期間、 計 そのうえで、 (第1回は原則2週間前 画は、 に休業実施計画を届け ハローワーク 原則として1カ月 (ないときは過 ②労働者の節 休業等の初日 (都道府県 後から助 2 協定 3 H

乗せ 3 申請する事業主は、 りに行われたものであることにつ ら1カ月以内に、休業が協定どお 主申告書も併せて提出します。 支給申請書をハローワーク いて過半数労組等の確認を得て、 府県労働局)に提出します 計画の対象期間の末日の翌日か 雇用維持要件を満たし、 (助成率10 分の9を適用 雇用維持事業 (都道 (別掲 本

中小企業緊急雇用安定助成金

別掲1 中小企業事業主の範囲

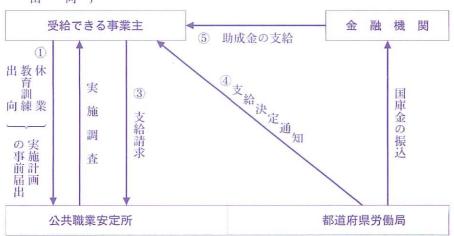
小売業 (飲食店を含む)	資本金5,000万円以下または従業員 50人以下
サービス業	資本金5,000万円以下または従業員100人以下
卸売業	資本金 1億円以下または従業員100人以下
その他の業種	資本金 3億円以下または従業員300人以下

別掲2 日本標準産業分類に基づいた中小企業事業主の範囲の表示

小売業(飲食店を含む)	大分類 J (卸売・小売業) の中分類55から60まで
	大分類M (飲食店、宿泊業)の中分類70 (一般飲食店) および71 (遊興飲食店)
サービス業	大分類日(情報通信業)の中分類38(放送業)および39(情報サービス業)ならびに小分類411(映像情報制作・配給業)、412(音声情報制作業)および415(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)
	大分類し(不動産業)の小分類693(駐車場業)
	大分類M (飲食店、宿泊業) の中分類72 (宿泊業)
	大分類N(医療、福祉)
	大分類〇(教育、学習支援業)
	大分類P(複合サービス事業)
	大分類Q(サービス業<他に分類されないもの>)ただし、小分類831(旅行業)を除く。
卸売業	大分類 J (卸売・小売業) の中分類49から54まで
その他の業種	上記以外のすべて

別掲3 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の受給手続





実務相談



に変更し ルタイムから3 7 再雇用 は ? した人 勤務

年休付与の条件

これまで定年退職者の

人の同意を得て、週3日働いて 務を原則としていました。 Q 経済事情の悪化もあり、 再雇用は、フルタイム勤 しか 本

理解でよいのでしょうか。 から6カ月後に発生するという 異なるので、年休は再雇用して もらうことにしました。この場 退職前と大きく労働条件が

切替後も継続勤務とみなす

再雇用しても年休の残日数が繰越 年後の再雇用者が増えています。 務担当者が理解するようになりま しになる点は、今では大多数の労 用が義務付けられた関係で、定 高年齢者法で60歳代前半の継続

関係が継続している限り勤務年数 150号)では、 行政解釈 (昭 63 一実質的に労働 • 3 • 14基発第

ていると認められる場合はこの限

続し、客観的に労働関係が断続し 職と再採用との間に相当期間が存 手当を支給している場合を含む) として再採用している場合 理基準を次のとおり示しています。 らかにしたうえで、高年齢者の処 を通算する」という基本原則を明 定年退職者を引き続き嘱託等 継続勤務に含む。ただし、退 (退職

> せん。 数のパートに切換えた場合も、継 ケースで、扱いが異なるのは明ら が週3日のパートに転換する逆の 社員に転換するケースと、 続勤務に含む」と解すほかありま かに不合理です。「正社員を短日 ト等を正規職員に切換えた場合も、 約がスタートしたとみるべきでは 継続勤務に含む」と述べています。 ないか」という疑問が生じますが、 日勤務に変更するケースでは、 則掲行政解釈では、「臨時工、パー 継続勤務ではなく、別の労働契 たとえば、週3日のパートが正 しかし、フルタイムでなく、 正社員 3

ります。 なるのですから、付与日数は変わ 嘱託になっても繰り越されます。 前に未消化だった年休残日数は、 ただし、 継続勤務ですから、定年退職以 週5日勤務が3日勤務に

ていたとすれば、週3日勤務者の に長年(6・5年以上)勤続され 対象になる方が、定年前にすで

> す。 年休比例付与日数は11日になりま

りではない

タール)。 解されています(労基法コンメン 数が増減されるものではない」と されても、それに応じて年休の日 年度の途中で所定労働日数が変更 数の年休を付与すべきものであり、 あるので、基準日において予定さ 権利は、基準日に発生するもので れている所定労働日数に応じた日 かについては、「年次有給休暇の いつから比例付与が適用になる

ます。 で、 最初の年休付与日が到来した時点 つまり、嘱託に身分が変わって、 初めて比例付与の対象となり

比例付与の対象になるのなら、 で変わりません はないか」と考える方もおられま 繰越しとなる年休日数はそのまま 定年時の年休残日数 しかし、調整規定は存在せず、 頭の回る」経営者の中には、 日数按分で減らせるので (最大で40

実務相談



の賃金 業務上災害にあった従業員 に待期完成はいつ? 力 ットをしない場合

労災の待期期間

押して出社してきました。 し、必要事項の打ち合わせをし 管理職が、 業務上、 翌日、 災害に遭った ケガを しか

すぐにまた病院に向かい

場合、待期の要件に該当するの そも管理職で、 はどうなるのでしょうか。 でしょうか。 ました。この場合、 欠勤控除しない 待期の計算 そも

3日分の賃金は休業補償扱い

す。それまでの3日間を待期期間 働することができず、賃金を受け 休業補償を行う義務を負います といい、使用者は労基法に基づき ない日の第4日目から支給されま 第76条)。 休業補償給付は、 療養のため労

れかに該当するケースをいいます (昭40·7·31基災発第14号)。 賃金を受けないとは、 次のいず

> ①全部労働不能であって、平均賃 い日 金の60%未満の金額しか受けな

②一部、労働不能であって、 %未満の金額」しか受けない日 労働不能の時間についてまった て支払われる賃金との差額の60 く賃金を受けないか、 平均賃金と実労働時間に対 部労働不能で部分的に働いた あるいは その

> では、半日単位 している状況下

ままなのでしょうか。 り、ずっと待期期間が完成しない ない場合、どういう扱いになるの 発令が出るまで)、賃金カットが 職等で、当面(業務上の傷病休職 期間に含まれます。 場合も、賃金を受けなければ待期 でしょうか。賃金が支払われる限 しかし、

かった日およびその後の2日間に 金と実労働時間に対して支払われ ついては、一部労働不能で平均賃 この点については、「傷病にか

> れます 賃金を受ける場合には、それら3 償を行った」ものとして取り扱わ を受ける場合、 給付は支給されません。 4日目以降、 待期自体は完成します。 日間については、労基法の休業補 能であって平均賃金の60%以上の る賃金との差額の60%以上の金額 れていれば、 (前傾通達)。ですから、 もちろん、 フルの賃金が支払わ または全部労働不 しかし、

▽半日単位年休△

用語 年次有給休暇の分割を予定して いません。 現行の労基法では、 しかし、通達(平7・ 33号) で、半日 7.27基監発第 う立場を明確に しました。年休 年休も可能とい の取得率が低迷 法文上、

> らです。 促進に資する」と考えられるか 年休制度は むしろ休暇の取得

くまで労使の話し合いにゆだね 暇制度を導入するか否かは、あ 扱う」と述べています。半日休 において問題がないとして取り 本来の休暇取得の阻害とならな は い範囲で適切に運用される限り 使用者が同意した場合であって、 通達では、 ありません。 れ、労働者の自動的な権利で 「労働者が希望し、

TOPICS

代替休暇の要件等示す 改正労基法で施行通達

りません。 就業規則や協定の改定など、実務 的に対応が必要な部分が少なくあ 529001号) が出揃い、 取扱いが明らかになりました。 改正労基法の施行規則・告示・ (平21・5・29基発第0

が猶予されます(3年程度)。 る部分は、中小企業に対する適応 ただし、割増賃金を5割に引上げ 施行は、平成22年4月1日です。

特別条項関連

告示の改正)。 の3点が示されました(限度基準 結ぶ際、従うべきルールとして次 特別条項(エスケープ条項)を

②特別条項による時間外をできる ③特別条項発動時の割増率を2割 ①特別条項発動時の割増率を明記 限り抑制 (努力義務)

5分超に設定 (努力義務

特別条項付の36協定を労基署に提 いないと、指導を受けます。 分増しのままでも可)を明記して 出したとき、①の割増率(2割5 ①だけは努力義務でないので、

割増率引上げ関連

ます。 きは、7割5分増しの割増賃金と 超える時間外が発生したとき、 に関する規定も改定が必要になり なります。就業規則の割増賃金率 発生します。深夜労働と重なると 割以上の割増賃金を支払う義務が 小を除き、1カ月に60時間を 5

通達)。 の法定休日」に限られます(施行 るのは、 60時間のカウントから除外でき 「週1回または4週4日

休暇を与えたときは、 時間外が月6時間を超えたとき 労使協定を結び、 有給の代替 割增率5割

> す)。ただし、 2割5分増しの割増賃金は必要で きません。 労働者の意思に基づくものとし、 の適用はありません(従来どおり、 会社が一方的に付与することはで 代替休暇の利用は

ます。 労使協定では、次の事項を定め

①代替休暇として与えることがで きる時間の算定方法

でよいことになります。 ができます。この場合、16時間分 60時間超の時間外が16時間発生し るという形で定めます。たとえば、 5割)―60時間以下の割増率(法 の時間外の割増率は2割5分増し たら、それに「50%―25%=25% 定は2割5分)」(換算率)を乗じ 数に「60時間超の割増率 半日)の代替休暇を与えること 換算率)を乗じるので、4時間 具体的には、60時間超の時間外 (法定は

②代替休暇の単位 または半日 (原則は、 1日

③代替休暇を与えることができる 期間 (60時間超の時間外が発生

> 以内が限度 した月の末日の翌月から2カ月

年休の時 間単位付与関 係

年休の時間単位付与が可能となり

労使協定の締結を前提として、

①時間単位年休の対象となる労働 ます(現在は、半日単位まで可。 7ページ社労用語参照)。 者の範囲 協定では、 次の事項を定めます。

②時間単位年休の日 数 (5日が限

切り上げる必要があります。 は 問題ありません。しかし、たとえ ど時間単位で割り切れるときは、 ③時間単位年休1日の時間数 換算すると定めるなど時間単位 1日の所定労働日数が8時間な 所定時間7時間45分の会社で 1日の年休を8時間の年休に

④時間以外の単位設定 1時間単位のほか、たとえば2

きます。 時間、 を与える旨、 3時間を1単位として年休 協定を結ぶこともで